

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月10日

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議長 大 眉 均

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項を削る。

第12条第4号中「外とう、えり巻」を「コート、マフラー」に改める。

第15条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。